

# 八代市飲食店等 緊急特別支援金

感染拡大が止まらない新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店等では年末年始の売上が大きく減少するなど未曾有の影響を受けています。そこで、日常より店舗内で飲食の提供を行っている飲食店等の事業主に対し、事業の継続・安定を図るため、支援を行います。

## ■ 支援対象事業者 ■

日本標準産業分類表での、宿泊業、飲食サービス業等を営む、中小企業、小規模事業者、個人事業者

## ■ 補助要件 ■

以下の項目をすべて満たす中小企業、小規模事業者、個人事業者

- ・市内に、飲食店、喫茶店等を構え、日常より店舗内で飲食の提供を行う施設を令和2年11月30日以前から営業している方
- ・食品衛生法による飲食店営業、又は喫茶店営業の営業許可を受けている方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月、令和3年1月のいずれかの月の売上が前年同月に比して、30%以上減少している方  
※創業が1年未満の方は、令和2年12月、令和3年1月のいずれかの月の売上が、当該月を含む直近3カ月の売上の平均に比して、30%以上減少している方
- ・支給申請日において、事業を営み、事業継続の意思がある方
- ・安心なまちやつしろプロジェクト推進会議が発行する感染防止対策ステッカー等を掲示して営業をしている方(申請中も含む)
- ・大企業(事業者のうち、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者を除くものをいう。)でないこと。
- ・暴力団その他の反社会的勢力との関わりがないこと。

減少率の求め方

$$\frac{A-B}{A} \times 100$$

A: 前年同月の売上額  
B: 対象月の売上額

交付要件に該当しない事実や申請書類等に不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消し、返金を求めます。

支援金額  
法人・個人事業主 [一律]

30万円

■ 申請期間 ■ 令和3年1月25日(月)～令和3年3月15日(月)

■ お問い合わせ先 ■ 八代市役所経済文化交流部 商工・港湾振興課  
TEL:0965-33-8513

八代市 商港





■ 申請に必要な書類 ■

申請書兼請求書

八代市のホームページからダウンロード後印刷していただくか、次の配布場所で入手の上で申請ください。

申請書類配布場所

- ・八代商工会議所
- ・八代市商工会
- ・八代市 仮設庁舎総合案内所
- ・八代市 各支所 地域振興課
- ・八代市商工・港湾振興課 (旭中央通3-11T Sビル4F)

「安心なまちやつしろプロジェクト」感染防止対策ステッカー等を店舗に掲示している写真等



登録についてのご相談

安心なまちやつしろプロジェクト  
TEL 0965-32-6194 (八代商工会議所内)

「安心なまちやつしろプロジェクト」  
ホームページQRコード

※本支援金支給については「安心なまちやつしろプロジェクト」への登録(申請中も含む)が必要となります。



営業許可証の写し



- 飲食店営業の営業許可証
- もしくは
- 喫茶店営業の営業許可証

直近の決算書の写し等

法人

直近の決算書

※勘定科目明細は不要



個人

令和元年分の確定申告書(第一表)

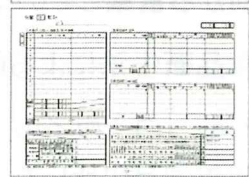
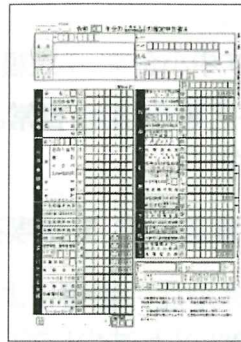
※下記のいずれか

(青色申告の場合)

青色申告決算書(1・2ページ)

(白色申告の場合)

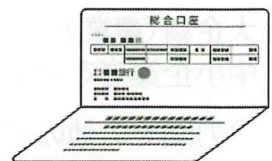
収支内訳書(1ページ)



支援金振込先の通帳の写し

(1) 通帳の表面

(2) 通帳を開いた  
1・2ページ



※このほかの書類が必要となる場合もあります

■ 申請方法 ■

※ 混雑・クラスター感染を避けるため、**特定記録郵便での申請のみ**とします。

※ 具体的な申請要件等については、「八代市飲食店等緊急特別支援金支給要綱」「八代市飲食店等緊急特別支援事業 Q&A」(※市ホームページ参照)をご確認ください。

■ 申請書送付先 ■

〒866-8601 八代市松江城町1-25

八代市商工・港湾振興課 八代市飲食店等緊急特別支援金 係宛